

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年3月9日

岩手県立盛岡商業高等学校長 猿川 泰司

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立盛岡商業高等学校寄宿舎給食調理業務
- (2) 履行場所 岩手県立盛岡商業高等学校寄宿舎 盛岡市本宮二丁目35番1号地内
- (3) 履行期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 業務概要 献立の作成、給食材料の調達、調理、盛り付け、配膳、下げ膳、昼食の運搬、食器等の洗浄、厨房の整理整頓、その他これらの業務に付帯する業務

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。なお、(3)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による岩手県内での営業許可を有する者であること。
- (5) 学校給食法（昭和29年法律第160号）又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に規定する学校給食に必要な施設又は高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去5年以内に2件以上の契約実績を有していること。
- (6) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の資格を有し、過去10年以内に学校給食等業務に1年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。
- (7) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有し、過去10年以内に学校給食等業務に1年以上の経験を有する者を1名以上で調理業務に従事させること。
- (8) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去2年間、岩手県内において食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (10) 岩手県内に本店、支店又は営業所等を有する者。

## 3 競争入札参加資格確認申請書等の受付期限及び提出方法について

本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書及び資格確認資料（以下「申請書等」という。）を添えて令和2年3月19日（木）午後5時までに6(1)の場所に各1部を提出すること。

なお、提出された申請書等は返却しない。

## 4 競争入札参加資格の確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、令和2年3月23日（月）までにファックス又は郵送で通知する。

5 現場確認

競争入札参加資格の確認を受けた者は、現場の確認をすることができる。

なお、現場確認の日程は、事前に学校と相談し決定すること。また、現場確認の際は、4の確認結果の通知又はその写しを持参すること。

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所に及び入札に関する問い合わせ先

所在地 盛岡市本宮二丁目35番1号

機関名 岩手県立盛岡商業高等学校事務室

電話番号 019-636-1026 (代)

FAX番号 019-635-2039

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和2年3月9日(月)から令和2年3月19日(木)までの土、日を除く毎日午前9時から午後5時までの間(1)の場所で交付する。

7 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 期 日 令和2年3月25日(水) 午前10時

(2) 場 所 盛岡市本宮二丁目35番1号 岩手県立盛岡商業高等学校 会議室2

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

岩手県会計規則(平成4年3月31日規則第21号)第96条、第97条、第98条、第99条、第111条、第112条、第113条、第114条及び第122条の規定による。

9 その他必要な事項

(1) 調達手続の停止 令和2年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。

(2) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約金額は、総価で入札に付する。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成を要する。

(6) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。

(7) 電子入札、郵便入札は認めない。

(8) その他詳細は、一般競争入札説明書による。